

令和3年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第1号

令和3年9月14日(火)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	伊藤	義継君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君	代表監査委員	雫石	顕君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和3年9月14日(火曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 町長の行政報告
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議長の常任委員の辞任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 閉会中の所掌事務調査
- 日程第 10 同意第 2 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 11 議案第 45 号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 46 号 大郷町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 47 号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 48 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 49 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 50 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 52 号 令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 53 号 令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 54 号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 55 号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 56 号 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 57 号 令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1
号）

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 町長の行政報告
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議長の常任委員の辞任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 閉会中の所掌事務調査
- 日程第 1 0 同意第 2 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 大郷町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 財産の取得について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 2 号 令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 3 号 令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 5 4 号 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1

号)

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回大郷町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。田中町長におかれましては、このたびの町長選挙での名誉ある御当選、誠にめでたうございます。心よりお祝い申し上げます。地域の人々の期待を胸に、今後一層の町政推進にますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は各種議案の審議とともに令和2年度の決算を審議する重要な会議であります。議員各位におかれましては議会の使命を十分理解し、町民の代表機関としての機能を発揮するため、綿密周到な審議により十二分に検討を加え、民意を正確に政策に反映させ、バランスの取れた適正にして妥当な議決に達せられますよう念願するものであります。

提案されたそれぞれの議案については、後刻、町長より詳細に説明されることと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

暦の上では中秋の候を迎え、朝晩めっきり涼しさが感じられるようになりましたが、今年の夏は気温の高い日が続き、命に危険を及ぼす暑さ、熱中症に厳重警戒などの気象予報が連日発令され、また、全国的には、新型コロナウイルス感染症の終息が見られず、九州、中部、関東地方など広範な地域においては豪雨災害が発生し、死者・行方不明者が発生するなど、甚大な被害となりました。犠牲となられました方々の御霊に対し、謹んで哀悼の意を表します。また、被害に遭われました地域住民の方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、早期復旧復興を祈念申し上げます。

本町においても、令和元年東日本台風災害により、中粕川地区の多くの住家が全壊するなど甚大な被害を受け、町内各所でも多数の被害が発生したところであります。今でも、仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされている方も多数おられます。改めてお見舞いを申し上げます。町議会としても被災された皆様の生活が早急に再建されますよう、また、今後加速化します復興事業と併せて支援してまいりたいと

思います。

残暑厳しい折ではありますが、また、これから日ごと寒暖の差も激しくなるとおられます。皆様にはひとしお御自愛を賜り、本会議の審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

議長（石川良彦君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番高橋重信議員及び11番石垣正博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 熱海文義議員。

総務産業常任委員長（熱海文義君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上であります。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 赤間茂幸議員。

教育民生常任委員長（赤間茂幸君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上であります。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、町長の行政報告をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

行政報告を申し上げます。

本日、ここに令和3年第3回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、6月の第2回定例議会以降の行政報告を申し上げます。

世界中を震撼させております新型コロナウイルスにつきましては、全国民を挙げた取組が行われておりますが、変異ウイルス感染者の急激な増加により、宮城県は国から8月27日から9月12日までの間、緊急事態宣言を発令され、注意喚起、不要不急の往来の自粛などの要請が行われてまいりました。

9月に入り、感染者の減少傾向が見られますが、宮城県は今月末までまん延防止等重点措置に移行されました。まだまだ予断を許さない状況が続いております。

このような中、本町では9月から高齢者向けワクチンの接種が始まり、8月30日には12歳以上の全ての町民に接種券を送付いたしました。また、変異株による感染拡大防止を図るため、10月1日から3日までの間、1回目の集団接種を大和町保健福祉総合センターで実施することといたしました。これにより、接種率向上が図られ、希望する町民が速やかに接種できることを期待してございます。

なお、昨日現在の2回目の接種率は、高齢者で92.14%、全体で63.74%となっております。

ここで、新型コロナウイルス感染によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、御家族には心よりお見舞いを申し上げます。

また、日夜、医療体制を最前線で支えております医療従事者の皆様に対して、深く感謝を申し上げさせていただきます。

次に、中粕川復興まちづくり事業の進捗状況でございますが、復興再生ビジョンに基づき、詳細設計を実施中でございます。また、8月に中粕川地区復興まちづくり宅地造成工事第1期を発注いたしました。

防災コミュニティーセンターにつきましては、基本設計の検討に着手したところでございます。

また、中村原地区宅地造成工事は7月に発注し、来年1月を完成目標とし、年度内には被災者向けに提供できるように考えております。中村原地区に建設を予定している災害公営住宅整備事業は、令和4年度の災害公営住宅建設に向け、9戸分の建築設計業務を発注しております。

次に、各種事業について報告いたします。

保健福祉分野では、9月に予定していた敬老会は中止といたしましたが、8月末に区長さんを通して対象者へ敬老会記念品と名簿を配付したところであります。

ふれあい号につきましては、6月に利用に関するアンケートを行い、現在、集計作業を行っております。各種健診につきましては、9月当初より計画どおり実施しております。

次に、子育て支援分野でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得者世帯に対し、児童1人当たり5万円を35名の児童の世帯に給付いたしました。

次に、農政商工分野では、新型コロナウイルス感染症対策として、中小事業者及び小規模事業者の経営及び雇用の維持等を支援するため、次の対策を講じました。事業継続支援交付金として支援金を交付いたしました。機械、器具等を購入した飲食店に対し補助金を交付いたしました。黒川商工会が実施する2割増商品券の発行事業に対し補助金を交付し、多くの町民の方々に御利用をいただいたところであります。

次に、昨年11月に建設工事を着工したカントリーエレベーターは、昨日竣工式があり、本町、米作農業の新たな生産体制が構築され、より効率的な農業が展開されることを期待しているところであります。

次に、今年度4月からおおさと地域振興公社、株式会社ラトリエに指定管理者として施設運営を管理し、施設の運営管理だけでなくライジングルテン事業やテレワーク事業など、新たな取組を積極的に実施してきたところであります。アフターコロナを見据え、新たなにぎわいの場として再構築してまいります。

次に、昨年リニューアル、3周年を迎えようとしている道の駅おおさとの3月までの売上げについては、昨年度と比べて2.1%増となったようであります。コロナ禍の状況の中、一時的な閉店、来客数の減とな

った時期もありましたが、コロナ対策を実施しながらお客様に喜んでいただけるよう、店づくり、商品提供を心がけた結果だと考えております。今後もさらなる売上げ、集客増を目指しながら、本町の地域観光拠点としての役割を果たしてまいります。

次に、有害鳥獣被害防止対策関連でございますが、近年目撃情報、農作物の被害状況が増加傾向にあるイノシシ対策として、町民の方が自己防衛による電気柵等の施設設置に対する補助金として、鳥獣被害防止施設購入事業補助金を8月末現在で11件交付しているところであります。近隣市町村での被害も拡大していることから、情報共有、連携しながら様々な対策を検討していきたいと考えているところであります。

次に、おいしい、楽しい大郷について。本町の新たな魅力、隠れた魅力を再度町民の皆さんで見直していただく。さらに、町外の皆さんへのPRのため、おいしい、楽しい、大郷町、情報チラシを8月に発刊いたしました。今後も町の新たな名所、特産物、積極的な活動をしている団体等を紹介し、町民の皆さんがよりふるさと大郷に魅力を感じてもらえるよう継続していきたいと考えているところであります。

次に、郷郷ランド複合遊具についてであります。解体、新設工事が8月中旬から着工いたしました。新たな2代目船型複合遊具の完成により、さらにはにぎわいの場として末永く楽しんでいただける場をつくってまいりたいと考えております。

次に、河川関係では、西光寺川緊急しゅんせつ工事と安戸川緊急しゅんせつ測量設計業務を発注しており、大雨による河川災害の未然防止に努めてまいります。

次に、台風19号災害復旧については、公共施設や農地・農業用施設などの国の災害復旧工事や町単独災害復旧工事を順次行っており、年度内で全箇所復旧工事が完了する予定でございます。また、福島県沖地震により災害を受けた町管理の戸別合併処理浄化槽については全箇所工事が完了してございます。

次に、上下水道事業分野では、粕川大橋の添架管更新工事、中村原地区の配水管布設替工事や川内地区の配水管布設工事を発注しており、安定的な給水の確保に努めてまいります。

下水道事業では、公共下水道のマンホールポンプ長寿命化工事を発注しています。

次に、ドローン活用特区分野では、7月30日にドローン活用特区推進

協議会を設立いたしました。町事業でのドローン活用を含めながら国家戦略特区制度を活用し、ドローン研究開発、施設の整備等、関連企業の誘致につなげることで町の経済発展と雇用の確保が実現できるものと考えております。

次に、昨年10月1日現在で実施された国勢調査の速報値が公表され、大郷町の人口は7,825人で、前回に比べて545人の減少となりました。今後の人口減少抑制のためにも、若者や子育て世帯を中心とした移住定住施策を推進してまいらなければならないと考えております。

次に、学校教育分野では、小中学校で通常どおり新学期がスタートいたしました。全国的に小中学校のコロナ感染者数が増加していることを踏まえ、今後も児童生徒の安全安心を第一に感染防止に努め、学校生活を継続してまいります。

昨年度整備いたしました1人1台のタブレット端末は、授業で積極的に活用されております。非常時のタブレット端末の家庭への持ち帰りを見据えた環境整備と授業での活用の幅を広げるなど、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育、公民館分野では、舟形町の体験学習事業の代替事業として松島自然の家を会場に自然体験学習を1泊2日で実施いたしました。大郷町の小学生16名が参加し、シーカヤックやウオーキングなどを体験いたしました。

次に、おおさと秋まつりは新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に続き中止といたしました。また、大郷町民劇場も同様に中止としたところであります。

大郷町総合運動場内排水路災害復旧事業については、8月下旬に完了いたしました。

次に、老朽化に伴い中央公民館の解体工事を行ってまいりましたが、8月下旬に完了いたしまして、中央公民館についてはただいま開発センターに移転し、趣味の講座等の開催、図書の出しなどが行われています。

以上で、6月以降の行政報告を終了いたします。

さて、このたびの町長選挙で、町民皆様をはじめ多くの方々から御支持をいただき、無投票当選の栄誉を賜りましたことに対して深甚なる感謝と御礼を申し上げます。先ほどは議長からも大変身に余る御丁寧な御挨拶を賜り、身の引き締まる思いであります。通算5期目の行政執行に当たることとなりますが、私にとっては最愛の我がふるさとを

思うとき、これからの未来に向き合い、住み続ける人々が健康的で豊かさを感じるまちづくりの継続に率先垂範の精神を持って、モチベーションを発揮し、諦めない強い意志で復興と発展、そして大郷町を元気にする町民第一主義の町政を継続してまいります。私は大郷にもっと強さと活力をスローガンに、為政者としての責務を全うしてまいり所存であります。

現在の時代は大郷町と日本にとっても非常に困難な時代となっております。しかし、私は思いやりと協調性に富んだ日本人らしい和の精神をもって、必ずやこの困難を乗り越えられるものと確信をしているところであります。そして、新時代を見据えた大郷町の復興と発展への着実な歩みに対し、私が携えているこの武器と申しますか、この熱い想いと突破力で、そして斬新な発想力と豊富な人脈を生かしたまちづくりを展開してまいります。ドローン特区計画、大郷ブランド開発など、そのアイデアはまだまだ尽きることはございません。これからも常に前進する精神を持ち続け、町民の皆様とともに走り続けていく決意でございます。

議会の皆様におかれましても、よろしくどうぞ御理解、御協力を賜りますよう伏してお願いするものであります。

これからの大郷町のために、田中 学が考える重点施策、大綱7項目を重点施策として掲げてまいりました。

1つとしては、緊急時危機管理の体制の充実であります。令和元年東日本台風被害の復興をスピーディーに遂行してまいります。引き続き中粕川復興まちづくりを推進し、避難路、かさ上げ宅地、防災コミュニティセンターの整備をしてまいります。コロナワクチンのスムーズな接種実施を継続するとともに、科学的な見地に基づく効果的な感染対策を継続してまいります。

第2として、町の経済を発展させるでございます。ドローン活用特区の指定及び国産ドローン製造メーカーの町内誘致を計画することでございます。また、脱炭素、ゼロカーボン社会に対応した自動車関連産業や半導体関連の高度電子機器産業、促進関連産業など、地域特性に合致した企業誘致を積極果敢に促進してまいりたいと考えております。

さらに、持続的農業の発展を図り、高収益野菜の作付拡大、大郷ブランドの開発及び6次化産業の育成を推進してまいります。このことにつきましては、昨日のカントリーエレベーターの竣工式の際、御挨拶

をいただく機会がございましたので、国、関係機関、前川地区の令和5年度からの工事着工に向け、新たな農業のモデル地区として積極的に進めてまいりますと、国の支援もよろしく願いするという願いを申し上げてきたところであります。

第3として、結婚、出産、教育、子育て支援でございます。このことは主要幹線道路周辺に新たな住宅団地計画を推進してまいりたいと思います。特に、旧町営住宅跡地等を民間に払い下げて住宅事業を促してまいりたいと考えております。また、新たな雇用の創出のために、企業誘致を推進しながら、定住に向けた各種支援制度を計画・検討してまいります。さらに、空き地・空き家バンクの活用を推進してまいりたいと考えております。

第4として、若い世代の定住化施策を構築してまいります。若い世代の定住化を促進してまいりたいと思います。このことにつきましては、民間が取り組みやすい規制緩和による取組が必要だと考えております。町独自の規制緩和を図ることが促進につながるものと私は思います。

第5として、発展的な医療福祉対策を継続してまいります。

第6として、黒川広域交通バス導入検討を始めており、これを推進してまいります。富谷、黒川郡内の住民バス等を取り継ぎしながら、目的地に広域的に行動できるような、そういう広域圏での運行を考えてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後の7つ目といたしましては、縁の郷にアスレチックパーク新設を目指してまいります。これは、昨年町の活性化のために考えた大郷小学校6年生の子供たちのアイデアについて、事業規模の検討、収益性の試算や調査を行ってまいります。また、建設に向けた町民会議を招集し、町民にも高い理解を求めてまいりたいと考えているところであります。この事業は、親子が遊びを通して交流人口の増加を図り、本町のよさを少しでも理解してもらいたい、若者の定住意識につながることを念頭にして企画、立案を実施してまいりたいと考えておりますので、この事業も大郷町ならではのものをつくってまいらなければ、我々は先人に対して、いつまで何しているんだと笑われるようなそんな状況では駄目だ、子供たちをもっと大事にしながら、まちづくりにも参加してもらおう、そのような環境を再構築してまいりたいと考えております。

以上、皆様の御期待に応えられるよう、少年には夢を、青年には希望

を、壮年には活力、この活力の部分が足りない本町であります。老年には生きがいを、これをモットーにし、具体的な対策を皆さんとともに取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

報告関係では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率の2件を上程いたします。

人事関係では、教育委員会委員の任期満了に伴い任命、同意を求めるもの、1件の人事案件を御提案申し上げます。

一般議案としては、令和3年5月19日に公布されたデジタル改革関連法案に関連した大郷町個人情報保護条例、大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、大郷町手数料徴収条例一部改正並びに財産の取得についての4件を上程いたします。また、令和2年度各種会計の決算認定9件、令和3年度の各種会計補正予算9件を御提案申し上げます。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。また、今回、今開催中に、人事案件、監査委員の選任同意1件、及び新型コロナウイルス関連で事業者支援金・協力金などを計上する令和3年度一般会計補正予算第6号を追加提案する予定でございます。

以上申し上げます、行政報告といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第6 常任委員の選任

議長（石川良彦君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、佐藤 牧議員、佐藤千加雄議員、熱海文義議員、高橋重信議員、千葉勇治議員、若生 寛議員、石川良彦議員の以上7名を総務産業常任委員に、吉田耕大議員、赤間茂幸議員、大友三男議員、田中みつ子議員、石川壽和議員、和賀直義議員、石垣正博議員の以上7名を教育民生常任委員に、吉田耕大議員、佐藤 牧議員、田中みつ子議員、熱海文義議員、和賀直義議員、若生 寛議員の以上6名

を広報広聴常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君は、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条の規定により、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、各常任委員会開催の場所は、総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室といたします。次に、広報広聴常任委員会は総務産業、教育民生両常任委員会の互選が終わり次第、第1委員会室で互選願います。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 10時49分 休 憩

午 前 11時04分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

総務産業常任委員長に熱海文義議員、副委員長に佐藤 牧議員、教育民生常任委員長に和賀直義議員、副委員長に吉田耕大議員、広報広聴常任委員長に佐藤牧議員、副委員長に吉田耕大議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第7 議長の常任委員の辞任

議長（石川良彦君） 日程第7、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

議会運営に関する基準第121に従いまして、常任委員を辞任したいと思います。

一身上に關することであり除斥に該当いたしますので、この際、副議長と交代いたします。

〔議長退場〕

〔副議長登壇〕

副議長（若生 寛君） それでは、議長と交代いたしました。引き続き議事を続けます。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（若生 寛君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を許します。

〔議長入場〕

副議長（若生 寛君） 議長と交代いたします。

〔副議長降壇、議長登壇〕

日程第 8 議会運営委員の選任

議長（石川良彦君） それでは、日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、熱海文義議員、石川壽和議員、和賀直義議員、石垣正博議員、千葉勇治議員、若生 寛議員の以上 6 名を議会運営委員に指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第 6 条の規定により、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、開催場所は第 1 委員会室といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 11 時 07 分 休 憩

午 前 11 時 11 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に石川壽和議員、副委員長に石垣正博議員、以上のとおり選任されました。

日程第 9 閉会中の所掌事務調査

議長（石川良彦君） それでは、日程第 9、閉会中の所掌事務調査を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第10 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて

議長（石川良彦君） 次に日程第10、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 大郷町中村字原町30番地

氏 名 高 橋 幸 也

生年月日 昭和58年12月27日

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの経歴書を御覧いただき、同意くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番吉田耕大議員、2番佐藤 牧議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。吉田耕大議員及び佐藤 牧議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第1 1 議案第4 5号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第1 2 議案第4 6号 大郷町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部改正について

- 日程第13 議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について
日程第14 議案第48号 財産の取得について
日程第15 議案第49号 令和3年度大郷町一般会計補正予算
(第5号)
日程第16 議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)
日程第17 議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第1号)
日程第18 議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)
日程第19 議案第53号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予
算(第1号)
日程第20 議案第54号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算(第1号)
日程第21 議案第55号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会
計補正予算(第2号)
日程第22 議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正
予算(第2号)
日程第23 議案第57号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算
(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第11、議案第45号 大郷町個人情報保護条例の
一部改正について、日程第12、議案第46号 大郷町行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、
日程第13、議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について、
日程第14、議案第48号 財産の取得について、日程第15、議案第49号
令和3年度大郷町一般会計補正予算(第5号)、日程第16、議案第50号
令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第17、
議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)、
日程第18、議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)、日程第19、議案第53号 令和3年度大郷町下水道事
業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第54号 令和3年度大

郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第55号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第57号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第45号、議案第46号について説明を求めます。総務課長。
総務課長（遠藤龍太郎君） おはようございます。

それでは、議案第45号の提案理由を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第45号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について

大郷町個人情報保護条例（平成14年大郷町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

6ページを御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル改革関連6法についての令和3年9月1日施行分を反映するため、改正を行うものでございます。

1つ目として、デジタル庁設置法の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用している文言を改正するものでございます。

2つ目として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による、いわゆる番号法の改正により、引用条文の条ずれを改正するものでございます。

それでは、改正条文について御説明いたします。

第18条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上、議案第45号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

次に、議案第46号の提案理由を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第46号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大郷町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

8ページを御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

こちらも議案第45号と同様に、いわゆる番号法の改正により引用条文の条ずれを改正するものでございます。

それでは、改正条文について御説明いたします。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上、議案第46号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第45号、議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第47号、議案第50号及び議案第52号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第47号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
大郷町手数料徴収条例（平成12年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

次のページを御覧ください。

今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、通称マイナンバーカードと呼ばれております個人番号カードの再発行手数料について、町ではなく地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったため、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について御説明を申し上げます。

第2条第26号で規定します個人番号カードの再交付手数料800円を削除するものでございます。

また、第26号の削除に伴い、第27号を第26号に繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第50号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の36ページをお開きください。

議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,908万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では歳入と同様に前年度の精算に伴う一般会計への繰り出しによるものが主なもので、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金、379万5,000円の減額です。財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

第6款繰越金第1項繰越金、720万4,000円の増額です。前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計340万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第5款保健事業費第2項保健事業費2万円の増額です。健診結果等により市が保健指導の具体的な指示事項を作成した際の費用でございます。

第7款諸支出金第2項繰出金338万9,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計340万9,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8億9,567万4,000円に歳入歳出それぞれ340万9,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億9,908万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書52ページをお開きください。

議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,349万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では歳入と同様に、前年度の精算に伴う一般会計への繰り出しによるものが主なものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第5款繰越金第1項繰越金、47万4,000円の増額です。前年度の精算に伴う繰越金でございます。

以上、歳入合計47万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金、10万5,000円の増額です。前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第2項繰出金、36万9,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計47万4,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8,302万1,000円に歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,349万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第47号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について、議案第50号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第47号、議案第50号及び議案第52号について説明を終わります。

次に、議案第48号、議案第56号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第48号について提案理由を御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

議案第48号 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在地、地目、地積

所在地 大郷町粕川字新押萩68番 ほか27筆

地目	畑 ほか
地籍	8,815.98平方メートル
2 取得目的	中粕川地区復興まちづくり事業宅地嵩上げ事業用地
3 取得価格	一金 39,684,583円
4 契約の相手方	大郷町中村字北浦9番地の1 大郷町総合運動場 仮設団地6-1 鎌田 真智子 ほか11名
令和3年9月14日	提出

大郷町長 田 中 学

議案第48号につきまして、中粕川地区復興まちづくり事業における宅地かさ上げ安全確保事業用地の財産の取得の契約に当たり、予定価格が700万円以上で、土地の合計取得面積が5,000平方メートル以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

本件につきましては、中粕川地区復興まちづくり事業における宅地かさ上げ安全確保事業用地の土地を購入するもので、12名の土地所有者から28筆、合計取得面積8,815.98平方メートル、取得価格3,968万4,583円とする土地売買仮契約書を令和3年8月6日付で締結したところでございます。

以上で議案第48号の提案理由の説明を終了いたします。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号につきまして提案理由を御説明申し上げます。各種会計補正予算説明書の86ページをお開き願います。

議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,999万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,469万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

本特別会計は、鶉崎恵の丘団地、中粕川地区かさ上げ宅地、中村原分譲宅地の3団地の販売関連費用、維持管理費用、宅地造成事業費及び公債費について計上した予算内容となっております。

それでは、補正予算について御説明申し上げます。

87ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正です。

初めに歳入ですが、第1款国庫支出金第1項国庫補助金は7,684万9,000円の増額で、中粕川地区宅地かさ上げ安全確保事業に係る社会資本整備総合交付金で、道路等公共施設分の一般会計と宅地分譲事業特別会計分を、面積按分して計上しております。

第2款繰入金第1項他会計繰入金は2,607万3,000円の増額で、事務費・建設費・公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第3款繰越金第1項他会計繰入金は17万2,000円の増額で、前年度予算の繰越額確定によるものです。

第5款町債第1項町債は7,690万円の増額で、中粕川地区宅地造成事業の早期完成のため、国庫対象事業の増配を受けることになり計上するもので、起債充当率は町負担分の100%で一般会計と面積按分して計上しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

88ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費1億7,999万4,000円の増額で、中粕川地区復興事業の早期完成に向け国から事業費配当額が増額になったことにより、次期発注予定のかさ上げ宅地の第2期工事分と、工事完了後の周辺家屋に対する事後調査、及び中粕川地区と中村原地区の完成時の土地境界確定測量費などを増額補正するものです。

今回の補正は、被災者の早期再建のため、事業工程を円滑に行うという復興事業の特性上、基本計画ベースでの事業費の計上をするもので、現在実施しております詳細設計の完成後に、今年度中に最終的な予算を確定してまいりたいと考えております。

以上、歳入歳出予算の合計はそれぞれ当初予算から1億7,999万4,000円の増額で、5億1,469万4,000円となります。

次ページをお開き願います。

89ページ、第2表、地方債補正の追加になります。

1、起債の目的は宅地かさ上げ事業の地方公営企業災害復旧事業で、限度額を1億4,920万円に補正し、起債の方法を証書借入、利率を5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還の期限を短縮し、または繰上返済もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

議案第56号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）につきましての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第48号、議案第56号について説明を終わります。

次に、議案第49号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第49号につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第49号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度大郷町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,903万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,437万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う各種特別会計繰出金の調整及び国・県に対する返還金の計上のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものであり、主なものにつきましては、除融雪業務、町道緊急維持工事、中粕川地区宅地かさ上げ事業、中村原地区宅地造成工事後の確定測量業務、町道の側溝整備工事、生活道路の補修工事、町営住宅希望の丘団地外壁等修繕工事、施設の長寿命化としての多面的機能活動組織交付金、吉ヶ沢分館トイレ改修工事、上郷分館の屋根、外壁塗装に係る環境整備事業補助、石原地区の浸水対策についての流域調査業務などでございます。

歳入につきましては、前年度の実績報告等に基づく国・県補助の特定財源、普通交付税の留保分、前年度繰越金、町債、公共施設整備基金、財政調整基金などにおいて財源調整したものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金624万5,000円の増額補正でございます。県通知による増額でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税、4,000万円の増額補正でございます。本年度の普通交付税の交付決定額は14億40万9,000円で前年比6,613万5,000円の増となっております。

第13款分担金及び負担金第1項負担金20万2,000円の増額補正です。障害福祉サービス等措置費用について、4月から新規入所したことに伴う増額でございます。

第2項分担金70万4,000円の増額補正です。吉ヶ沢分館トイレ改修工事分担金の増額でございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金163万5,000円の増額補正です。昨年度の実績報告に伴う児童手当、介護保険、低所得者保険料軽減負担金の増及び自立支援給付費負担金の増によるものでございます。

第2項国庫補助金、4,866万2,000円の増額補正です。町営住宅希望の丘団地外壁等修繕工事に係る社会資本整備交付金の追加、配分による

増及び中粕川地区宅地かさ上げ事業のうち、町道に係る分の社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

第3項委託金1,000円の増額補正です。自衛官募集事務委託費の確定による増額でございます。

第16款県支出金第1項県負担金68万6,000円の増額補正です。昨年度の実績に伴う介護保険低所得者保険料軽減負担金の増及び自立支援給付費負担金の増によるものでございます。

第2項県補助金673万6,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に厳しい状況のひとり親に対する支援金に係る市町村補助金、施設の長寿命化に係る多面的機能支払交付金の増によるものでございます。

第3項委託金36万7,000円の増額補正です。県政だより配付委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業の委託金の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金1億2,367万円の増額補正です。町道並びに赤道等改修工事及び中粕川地区宅地かさ上げ工事等の財源としての公共施設整備基金繰越金、財源調整としての財政調整基金の増などによるものでございます。

第2項特別会計繰入金704万2,000円の増額補正です。前年度の事業費精算により国保ほか各医療保険特別会計からの繰入金の計上でございます。

第20款繰越金第1項繰越金2,308万5,000円の増額補正です。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第22款町債第1項町債2,999万9,000円の増額補正です。町営住宅希望の丘団地外壁等修繕工事の増に伴う公営住宅建設事業債の増、中粕川地区防災拠点施設整備事業に伴う公共事業等債の増、中粕川地区宅地かさ上げ事業に伴う災害復旧事業債の減、臨時財政対策債の減でございます。

歳入補正額合計2億8,903万4,000円でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費32万6,000円の減額補正でございます。人件費の調整によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費5,774万7,000円の増額補正です。人件費の調整、役場駐車場照明設備設置工事、旧大松沢中学校のPCB廃

棄物処分料、中村原地区の土地境界確定測量業務、羽生地区ほか3地区の赤道等改修工事、石原地区の浸水対策についての流域調査業務、遠多田ため池改修工事、防災倉庫の2カ所の移設工事、住民バス冬用タイヤ及びドライブレコーダー購入等の増額が主なものでございます。

第2項徴税費123万円の増額補正です。並びに第3項戸籍住民基本台帳費113万8,000円の減額補正につきましては、人件費の調整などによるものでございます。

第4項選挙費4万円の増額補正です。政治活動用事務所の標示用証票印刷の増額でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費886万1,000円の増額補正です。人件費の調整、障害福祉サービス等に係る保護措置費、扶助費の前年度精算に伴う国・県への返還金が主なものでございます。

第2項児童福祉費885万9,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に厳しい状況のひとり親家庭への支援金交付、前年度精算に伴う国・県への返還金が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費892万6,000円の減額補正です。人件費、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費1,460万8,000円の増額補正です。人件費の調整、施設の長寿命化としての多面的機能活動組織交付金の増、ふれあい農園クラブハウス周辺ののり面修繕工事、開発センターほか3施設の照明器具、PCB安定器調査業務、農集排特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費680万8,000円の増額補正です。人件費の調整、体験農園看板撤去工事、地域活性化の課題に対応する民間のスペシャリスト人材を確保するための地域活性化起業人負担金の調整が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費446万6,000円の減額補正です。人件費の調整でございます。

第2項道路橋梁費1億2,850万円の増額補正です。除融雪業務、町道補修工事、中粕川地区宅地かさ上げ事業ほか道路関係経費でございます。

工事関係の主なものにつきましては、町道長松沢線ほか4路線の

側溝土砂・撤去工事、町道山崎不來内線ほか3路線の側溝整備工事、町道吉ヶ沢屋敷線道路改良工事に伴う移転補償費、生活道路大森沢線の補修工事及び中粕川地区宅地かさ上げ敷地造成工事が主なものでございます。

第3項河川費60万5,000円の増額補正です。味明川河川築堤工事でございます。

第4項住宅費1億197万8,000円の増額補正です。町営住宅希望の丘団地外壁等修繕工事に係る国の追加配分により、当初24戸分でしたが、24戸分追加により合計48戸となるものでございます。また、中村原地区の災害公営住宅等の造成工事後の確定測量業務の増額が主なものでございます。

第5項都市計画費1,167万7,000円の減額補正です。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整のほか、大窪城址公園歩道修繕工事、住宅リフォーム助成、地域おこし協力隊活動の発信と町のPRのための動画作成、中粕川地区分譲宅地造成工事の区画数が7件から5件に減となり、当初見込んでいた生活道路が不要となったことによる工事費等の調整、中村原地区の宅地造成工事後の確定測量業務の増額が主なものでございます。

次ページを御覧いただきたいと思っております。

第8款消防費第1項消防費49万5,000円の増額補正です。川内地区より要望があり、防火水槽設置を来年度に予定しており、その土地の境界確定測量業務でございます。

第9款教育費第1項教育総務費163万8,000円の減額補正です。スクールバスのバス停除雪業務のほか人件費の調整によるものでございます。

第2項小学校費128万3,000円の増額補正です。除融雪業務、照明器具PCB安定器調査業務の増、給食費無償化により就学援助費から支給不要となったことによる要・準要保護児童援助費の調整が主なものでございます。

第3項中学校費142万6,000円の増額補正です。除融雪業務、照明器具PCB安定器調査業務の増、AED購入、給食費無償化により就学援助費から支給不要となったことによる要・準要保護児童援助費の調整が主なものでございます。

第4項社会教育費76万7,000円の増額補正です。人件費の調整、中央公民館ほか5施設の照明器具PCB安定器調査業務、吉ヶ沢分館トイ

レ改修工事、中央公民館解体時に廃棄となった蛍光灯安定器に低濃度P C Bの含有があったことによる処分業務、上郷分館の屋根、外壁塗装に係る環境整備事業費補助が主なものでございます。

第5項保健体育費1,484万7,000円の減額補正です。人件費の調整、除融雪業務及び給食センター照明器具P C B安定器調査業務、学校給食費助成金の調整が主なものでございます。

第11款公債費第1項公債費115万5,000円の減額補正です。平成22年借入町債の元利金等償還の利率見直しによる調整でございます。

歳出補正額合計2億8,903万4,000円。

以上、補正前の予算額52億6,534万4,000円に、歳入歳出とも2億8,903万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ55億5,437万8,000円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表、債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正につきましては、債務負担行為の追加1件でございます。

1、追加。事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

1、航空写真撮影業務、設定期間は令和3年度から4年度までで、限度額を757万9,000円とするものでございます。3年ごとの評価替えにあたり、黒川4市町村合同撮影のため、来年3月中に撮影し、成果品の納品が来年4月以降となることから債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、7ページの第3表、地方債補正につきまして御説明をいたします。

変更4件でございます。

1、公営住宅建設事業につきまして、希望の丘団地外壁塗装工事費の増により、限度額を7,620万円から1億2,510万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

2、都市防災総合推進事業費につきまして、中粕川地区防災拠点整備事業における用地費用等が起債対象事業となったことにより、限度額を2,070万円から5,110万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定により限度額を1億9,818万8,000円から1億5,068万7,000円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4、公共施設災害復旧事業（宅地嵩上げ事業）につきましては、中粕川地区の復旧事業に係る宅地内道路分の組替えによる減、及び町道分の組替えによる増となったことにより、限度額を1,480万円から1,300万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、以上の内容でございます。

議案第49号の提案理由の説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第49号について説明を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 4 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書43ページをお開きいただきたいと思っております。

介護保険特別会計の1号補正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第51号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,983万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、令和2年度の決算に伴う給付費負担金等の返還金並びに一般会計繰出金について計上したものが主なもの

でございます。歳入につきましては、令和2年度の決算に伴う給付費負担金の支払基金、県からの追加交付金、前年度繰越金を計上したほか、基金繰入金で財源調整を図ったものでございます。

それでは、44ページの第1表、歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金4万1,000円の増は、高額介護予防サービス費等に伴うもの、及び一般介護予防事業費増に伴うものでございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金483万9,000円の増は、高額介護予防サービス費等に伴うもの、及び令和2年度精算に伴う介護給付費負担金の追加交付によるものでございます。

同じく第2項国庫補助金1万5,000円の増は、一般介護予防事業費増に伴うものでございます。

第5款県支出金第1項県負担金1万1,000円の増につきましても、高額介護予防サービス費等に伴うものでございます。

同じく、第2項県補助金7,000円の増は、一般介護予防事業費増に伴うものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金69万3,000円の増は、令和2年度の低所得者保険料軽減分の精算に伴う一般会計から繰入れするものが主なものでございます。

同じく、第2項基金繰入金906万7,000円の減は、財源調整のため、介護給付費準備基金からの繰入金を調整したものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,345万2,000円の増は、前年度繰越金でございます。

以上、歳入補正額の合計が999万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項一般管理費6,000円の増は、法令追録代の計上でございます。

同じく第2項徴収費4万2,000円の増は、印刷機等消耗品費の計上でございます。

第2款保険給付費第3項高額介護サービス費9万6,000円の増は、予防サービス費用が見込みより増額したものでございます。

第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費6万円の増は、コロナ禍におけるフレイル予防と住民の集いの場における介護予防として

新たな事業の講師謝金でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金644万6,000円の増につきましては、前年度精算に伴います支払基金、国・県の負担金及び補助金の返還金でございます。

第7款繰出金第1項繰出金328万7,000円は、前年度精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

歳出補正額の合計999万1,000円でございます。

以上、補正前の予算額10億5,983万9,000円に歳入歳出それぞれ999万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6,983万円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては以上の内容でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第51号について説明を終わります。

次に、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第57号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第53号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の59ページをお開き願います。

議案第53号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,444万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では職員の人件費、委託料、工事請負費の補正を計上して

おります。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正について御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金271万円の減額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金806万円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額535万円を追加し、2億5,444万3,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費865万円の減額補正は、人件費の調整、令和3年度公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料の請差による調整、マンホールポンプ緊急対応件数の増に伴う委託料の調整、マンホールポンプ改築更新工事促進を図るため、委託料から工事費へ予算の組替えを行ったことによるものです。

第2項下水道建設費1,400万円の増額補正は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新工事の追加計上によるものです。

歳出合計で補正額535万円を追加し、2億5,444万3,000円とするものです。

以上で、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、68ページをお開き願います。

議案第54号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,593万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では職員の人件費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正を説明いたします。

まず、歳入です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金387万4,000円の減額は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第4款繰越金第1項繰越金562万円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額174万6,000円を追加し、5,593万4,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費34万6,000円の増額補正は、人件費の調整によるものです。

第2項農業集落排水事業建設費は140万円の増額補正は、農業集落排水マンホールポンプ異常通報装置修繕工事の計上によるものです。

歳出合計で補正額174万6,000円を追加し、5,593万4,000円とするものです。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、77ページをお開き願います。

議案第55号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第55号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,038万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出では職員の人件費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金306万円の減額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金318万2,000円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額12万2,000円を追加し、7,038万9,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費12万2,000円の増額補正は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額12万2,000円を追加し、7,038万9,000円とするものです。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、95ページをお開き願います。

議案第57号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第57号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用を71万6,000円増額補正し、2億3,322万7,000円

とするものです。

第1項営業費用、同額につきましては、人件費の調整によるものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,498万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金7,786万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,711万9,000円で補填するものとする。)

支出でございます。

第1款資本的支出を1,820万円増額補正するものです。

第2項建設改良費、同額は、大松沢地区並びに粕川地区配水管布設替えに伴う設計業務委託料、丸山地区上水道管理設部塗装本復旧工事の計上によるものです。

次ページをお開き願います。

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、企業会計・固定資産台帳管理システム業務について、期間を令和3年度から令和5年度までに設定し、限度額を650万円とするものです。企業会計・固定資産台帳管理システム業務が本年度で委託期間が終了するため、令和4年度からの業務について新たに期間を設定し、企業会計・固定資産の管理を行うものです。

(議会の議決を得なければ、流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,182万6,000円に71万6,000円を増額補正し、1,254万2,000円とするものです。

令和3年9月14日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、水道事業会計の補正予算(第1号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第53号から議案第55号につきまして、それぞれの事項別明細書、議案第57号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第57号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 3 6 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員